

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社 鳶弘組
主たる営業所の所在地	神戸市北区
許可番号	兵庫県知事（般一2）第118002号
許可を受けている建設業の種類	とび・土工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和3年 9月24日
根拠法令	建設業法第28条第1項（同条同項第3号該当）
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項に基づく指示</p>
処分の原因となった事実	<p>株式会社鳶弘組は、その業務に関し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反により、神戸簡易裁判所において、罰金20万円の判決を受け、令和3年6月9日にその刑が確定している。 このことは建設業法28条第1項第3号の規定に該当する。</p>